

福島県立医科大学医学部履修規程

(平成18年4月1日規程第62号)

一部改正	平成19年	3月	2日	規程第117号
一部改正	平成20年	2月	25日	規程第61号
一部改正	平成20年	12月	26日	規程第40号
一部改正	平成22年	3月	1日	規程第40号
一部改正	平成23年	2月	25日	規程第45号
一部改正	平成24年	3月	30日	規程第61号
一部改正	平成25年	3月	8日	規程第55号
一部改正	平成26年	3月	6日	規程第70号
一部改正	平成27年	3月	11日	規程第32号
一部改正	平成28年	3月	8日	規程第19号
一部改正	平成29年	3月	3日	規程第65号
一部改正	平成29年	6月	27日	規程第24号
一部改正	平成29年	10月	1日	規程第29号
一部改正	平成29年	12月	20日	規程第33号
一部改正	平成30年	3月	19日	規程第48号
一部改正	平成30年	5月	25日	規程第21号
一部改正	平成31年	3月	20日	規程第50号
一部改正	令和元年	6月	19日	規程第12号
一部改正	令和2年	3月	18日	規程第43号
一部改正	令和2年	9月	16日	規程第36号
一部改正	令和3年	3月	30日	規程第49号
一部改正	令和4年	3月	31日	規程第77号
一部改正	令和4年	9月	21日	規程第24号

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、福島県立医科大学学則（以下「学則」という。）第21条第2項の規定に基づき、医学部授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 授業科目及び履修方法

(開設授業科目)

第2条 学則第21条第2項に定める授業科目の名称、単位数又は授業時間数、

単位の計算方法及び履修年次等については、次のとおりとする。ただし、教育上必要があると認めるときは、教授会に諮り変更することができる。

- (1) 総合科学系については、別表1-1から別表1-3のとおりとする。
- (2) 生命科学・社会医学系及び臨床医学系については、別表2-1から別表3-3のとおりとする。ただし、臨床実習は、別に定める臨床実習各科ローテーション表にもとづいて履修するものとする。
- (3) 総合科学系、生命科学・社会医学系及び臨床医学系の内容を総合した授業科目である「総合教育科目」については、別表4-1から別表4-3のとおりとする。
- (4) 病気、災害その他特別な事由により一部を履修できなかった者には、別の期間に補習させることがある。

(履修の登録及び変更)

第3条 総合科学系における選択授業科目の履修の届け出は、選択授業科目履修届(所定書式)により所定の期日までに行うものとする。

2 選択授業科目履修届を提出した授業科目を他の科目に変更しようとする場合又は履修を取り消そうとする場合は、当該授業科目担当責任者(以下「担当責任者」という。)の承認を得た後、所定の期日までに教育研修支援課に届け出なければならない。

(同一時間重複履修の禁止)

第4条 同一時間に開講される授業科目は、重複して履修することができない。

(既修得授業科目の再履修)

第5条 既に単位を修得した授業科目は、履修することができない。

(単位の計算)

第6条 授業科目の単位の計算は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習は15時間又は30時間をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技等は30時間又は45時間をもって1単位とする。

(単位の授与等)

第7条 学則第22条に規定する単位の授与及び授業科目の修了の認定(以下「単位の授与等」という。)は、次の各号に該当し、かつ担当責任者が行う学修評価に合格した者について、教務委員会の議を経て、教授会が行う。

- (1) 当該授業科目に係る講義及び演習においては、原則として3分の2以上出席した者

- (2) 当該授業科目に係る実験・実習及び実技等においては、原則として5分の4以上出席した者

(入学前の既修得単位等の認定)

第8条 学則第25条に規定する入学前の既修得単位等の認定(以下「既修得単位等の認定」という。)を受けようとする者は、既修得単位認定申請書(所定書式)に別に定める期日までに、担当責任者を經由して、医学部長に提出しなければならない。

- 2 医学部長は、前項に定める既修得単位認定申請書を受理したときは、担当責任者の既修得単位の認定の可否について意見を附し、教授会に諮り30単位を限度としてこれを授与する。

第3章 成績評価、進級判定及び卒業認定

(成績評価及び成績評価基準)

第9条 各授業科目の成績は、平常の状態、諸記録、レポート、試験及びその他の方法により担当責任者が評価する。

- 2 学則第23条に定める学修の評価区分と百点法の関係は次の表のとおりとし60点以上を合格とする。

評価区分	評点	判定	内 容
S	100~90点	合格	学習目標を達成したと認められ、とくに優れた成績であることを示す。
A	89~80点	合格	学習目標を達成したと認められ、優れた成績であることを示す。
B	79~70点	合格	学習目標の核心部分を達成したと認められ、妥当な成績であることを示す。
C	69~60点	合格	学習目標の最低限度は達成できたと認められる成績であることを示す。
D	59~0点	不合格	学習目標の最低限度が達成できていないと認められる成績であることを示す。

(成績評価に関する異議申し立て)

第10条 学生は、成績評価に関し疑義等がある場合には、教務委員会に対し成績評価に関する異議申し立てをすることができる。

- 2 成績評価に関する異議申し立ての必要な事項は、別に定める。

(進級判定)

第11条 進級判定は、第1学年、第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年

において行う。

- 2 前項に定める進級の判定は、原則として各学年で修得すべき全ての授業科目の成績評価に基づいて行う。これに加え、第4学年については、進級試験及び共用試験の合格を、第5学年については、進級試験の合格を進級判定の要件とする。共用試験あるいは進級試験が合格基準に達しなかった場合は、他の授業科目の成績評価に関わらず、進級を認めない。
- 3 前2項に定める進級の判定は、教務委員会の議を経て教授会が行う。

(卒業認定)

- 第12条 卒業認定は、原則として別表5に掲げる全ての科目及び臨床実習(B S L)の総合成績により判断して行うとともに、あわせて臨床実習後O S C Eの合格を要件とする。
- 2 前項に定める卒業の認定は、教務委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

(再履修)

- 第13条 不合格授業科目があったため、進級を認められなかった者は、原級に1年間留まり、当該科目を再履修しなければならない。
- この場合、第5条の規定にかかわらず、教務委員会は必要と認める授業科目について再履修を命ずることができる。
- 2 不合格授業科目があったため前条の規定により、卒業を認定されなかった者は、第6学年に1年間留まり、当該科目を再履修しなければならない。
- この場合、第5条の規定にかかわらず、教務委員会は必要と認める授業科目について再履修を命ずることができる。
- 3 前2項の規定に関わらず、臨床実習(B S L)については合格と認められなかった開設科目について、再履修するものとする。
- この場合、教務委員会は必要と認める開設科目について再履修を命ずることができる。
- 4 前3項で規定する再履修時において、授業科目又は開設科目の改編又は廃止により、再履修できない場合、教務委員会はその代わりとなる授業科目又は開設科目により再履修を命ずることができる。

(成績の通知)

- 第14条 第1学年、第2学年、第3学年及び第4学年の成績は、毎年4月末頃までに学生に通知する。
- 2 第6学年の成績は、毎年2月末頃までに学生に通知する。

第4章 試験

(試験の種類等)

- 第15条 試験は、定期試験、進級試験、卒業試験及び追試験とする。ただし、

担当責任者の判断により随時試験を行うことができる。

2 定期試験、進級試験及び卒業試験の時間割は、原則として2週間前に公示する。

(受験資格)

第16条 卒業試験の受験資格者は、BSLアドバンストコースで選択した全ての科目を履修した者とする。

(追試験)

第17条 病気その他やむを得ない理由によって追試験を希望する者は、速やかに理由を付して医学部長に追試験願を提出しなければならない。

2 追試験は、その理由の認められるものがある場合に限り許可され、担当責任者の定める期日に実施する。

(無届欠席者)

第18条 不可抗力の理由がある場合を除いて、試験を無届で受けない者は、その試験を放棄したものとみなす。

(その他)

第19条 この規程によりがたい特別の事情があると認められる事項については、教授会の議によるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月16日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度までに入学した者に係る第9条の成績評価及び成績評価基準については、次のとおり、従前の例による。

評価区分	評点	判定	内 容
A	100～80点	合格	学習目標を達成したと認められ、とくに優れた成績であることを示す。
B	79～70点	合格	学習目標の核心部分を達成したと認められ、妥当な成績であることを示す。
C	69～60点	合格	学習目標の最低限度は達成できたと認められる成績であることを示す。
D	59～0点	不合格	学習目標の最低限度が達成できていないと認められる成績であることを示す。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 別表1-1、別表2-1及び別表4-1は、令和4年度入学者及び令和3年度以前の入学者で第1学年に原級留置となった者に適用する。
- 3 別表1-2、別表2-1及び別表4-2は、令和3年度入学者及び令和2年度以前の入学者で第1学年に原級留置となった者に適用する。
- 4 平成31年度以前の入学者で第2学年に原級留置となった者は、別表1-2、別表2-2及び別表4-2を適用する。
- 5 平成30年度以前の入学者で第3学年に原級留置となった者は、別表1-3、別表2-2及び別表4-2を適用する。
- 6 平成29年度以前の入学者で第4学年に原級留置となった者は、別表1-3、別表2-3及び別表4-3を適用する。

附 則

この規程は、令和4年9月21日から施行する。ただし、別表3-2については、令和3年10月1日から適用する。